低入札価格調査要綱実施要領

(平成15年10月21日財政局長決裁)

低入札価格調査要綱(平成 15 年 10 月 21 日市長決裁。以下「要綱」という。)第14条の規定に基づき、要綱の実施要領を次のとおり定める。

第1 要綱第6条第1項に規定する契約権者が指定する日は、開札日より原則として7日以内とする。

第2 (資料)

- 1 要綱第6条第1項に規定する資料は、次のとおりとする。
 - (1) 当該価格で入札した理由(様式1)
 - (2) 入札金額の積算内訳(様式2,様式3-1)
 - (3) 手持工事の状況 (様式4-1, 様式5-1)
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所,倉庫等との関連(様式6)
 - (5) 手持資材の状況(様式7)
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係(様式8)
 - (7) 手持機械の状況(様式9-1)
 - (8) 労務者の具体的供給見通し(様式10,様式11)
 - (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者(様式12)
 - (10) 建設副産物の搬出地 (様式 13)
 - (11) 第1次下請負契約予定者名及びその契約予定金額(様式14-1)
 - (12) 様式中で指定する積算書(内訳書)及び下請け又は資材購入先の見積書等(任意様式)
 - (13) 直近2か年の営業年度分の決算書(任意様式)
 - (14) 前2号に掲げるもののほか、当該入札案件において下請契約を締結する予定である場合は、当該下請契約に使用している契約書(注文書・請書)等の書式一式(任意様式)
- 2 要綱第6条の2第2項に規定する資料は、次のとおりとする。
 - (1) 入札金額の積算内訳(様式3-2,様式3-3,様式3-4)
 - (2) 品質確保体制 (様式3-5, 様式3-6, 様式3-7)
 - (3) 安全衛生管理体制(様式3-8,様式3-9,様式3-10,様式3-11)
 - (4) 配置予定技術者名簿(様式3-12)
 - (5) 手持ち工事の状況(様式4-2,様式5-2)
 - (6) 機械リース元一覧 (様式9-2)
 - (7) 下請予定業者,資材納入業者及び機械リース業者名並びに当該下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費等区分別の金額内訳(様式14-2)
- 3 要綱第6条第3項に規定する低価格調査票は、様式15によるものとする。
- 4 要綱第8条第1項に規定する低入札価格調査結果表は、様式16によるものとする。
- 5 要綱第12条第1項第2号に規定する工事費内訳調査票は、様式17~21によるものとする。
- 第3 要綱第6条の2の規定に基づいて行う特別重点調査において提出する資料のうち,第2の1及び 2の規定により様式が指定されているものについては、様式中の記入方法等にかかわらず、別紙の作 成要領に従い作成するものとする。

附則

(実施期日)

1 この要領は平成15年10月28日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に 発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

(低入札価格取扱要綱実施要領の廃止)

3 低入札価格取扱要綱実施要領(昭和60年11月1日市長決裁)は廃止する。

附則

(実施期日)

1 この改正は平成16年3月15日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の低入札価格調査要綱実施要領の様式は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成18年11月20日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成18年11月20日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の低入札価格調査要綱実施要領は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日)

(実施期日)

1 この改正は、平成19年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の低入札価格調査要綱実施要領は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年6月30日)

(実施期日)

1 この改正は、平成19年7月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の低入札価格調査要綱実施要領は、平成19年7月18日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 20 年 1 月 11 日)

(実施期日)

1 この改正は、平成20年1月11日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の低入札価格調査要綱実施要領は、平成 20 年 1 月 11 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 29年 3月 14日改正)

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則(平成31年3月14日改正)

この改正は、平成31年4月1日から実施する。